

登米市 消費生活通信

◆ 2022年 第5号（2月） ◆

2022年4月1日から、民法上の成年の年齢が20歳から18歳へ引き下げられます。これにより、これまで20歳までできなかった多くのことが18歳でできるようになります。中でも契約に関する事など、消費生活に関する事が大きく変わります。

18歳から大人！

民法改正により



2002年（平成14年）4月2日から

2004年（平成16年）4月1日生まれ

の人は

2022年4月1日から、大人（成年）になります！

18歳からできるようになること

★自分のクレジットカードが持てる



★親の同意がなくても契約を結べる



★ローンが組める（借金ができる）



★親の承諾なしに結婚できる



女性の婚姻開始年齢が16歳から 男性と同じ18歳に変わります。

今までどおり、20歳にならないとできないこと

飲酒、喫煙、競馬、競輪などのギャンブル

「契約」の基礎知識

❁契約とは？

契約とは、**法律上の約束のことで**、販売側の「**売る**」という意味と客側の「**買う**」という意味が**合致して合意**することで成立します。契約が成立すると、当事者間に法的な**義務と権利**が生じます。

これらは全て契約です！



通信販売を利用する

❁口約束でも契約は成立します！

お互いの合意があれば、契約書を書かなくても契約は成立します。つまり、**口約束でも契約は成立します**。気軽な気持ちで返事をした結果、消費者トラブルに繋がる場合があるので、**契約前に契約内容をしっかり確認**しましょう。



英会話教室に通う

❁契約は守らなければいけません！

いったん契約が成立すると、原則として**一方の都合だけで、契約内容を変更したり、解消したりすることはできません**。契約は慎重に！



スマホに音楽をダウンロードする

消費者トラブルに遭わないために覚えておきたいこと

◆契約の取り消し制度（未成年者取消）がなくなる◆



成年になったことで、様々なことが自分で判断してできるようになります。そのひとつとして、親（法定代理人）の同意がなくても、**自分の意思で決めて、契約することができる**ようになります。これまでは、18歳、19歳の方は、親の同意を得ずに契約した場合、**未成年者取消権（※）**により、契約を取り消すことができました。しかし、成年年齢が引き下げられ成年になると、**未成年者取消権を失い、契約による責任が生じる**ようになります。（※）未成年者は、大人と比べて取引の知識経験に乏しく、判断力も未熟なので、未成年者取消権により法律で保護されており、親もしくは未成年者自身から、契約を取り消すことができます。ただし、成年に達している場合、小遣い程度の金額の契約、親の同意を得て行った契約などについては、取消しをすることができません。

◆自分で責任をもって契約する◆



契約をするときは、**契約書をよく読み、内容に問題がないか、きちんと支払いができるか**をしっかりと確認して、**責任をもって署名（あるいはウェブ上の承認のチェックなど）**をおこないましょう。不当な勧誘行為等で契約してしまい、トラブルになった場合には、一人で悩まず、諦めずに**消費者ホットライン☎188（※）**に相談しましょう。（※）消費者トラブルに関する相談を受け付けている窓口で、電話をかけると最寄りの消費生活センターにつながります。相談は無料ですが、通話料がかかります。

ちょっと待って！ 若者に多いこんなトラブルに注意！

◆もうけ話（マルチ商法、情報商材、暗号資産など）◆

事例① SNS で知り合った人に「簡単にお金が稼げる」と誘われて情報商材を購入したが、全く、もうからない。友達を誘えば紹介料が入ると言われた。

事例② マッチングアプリで知り合った人から「暗号資産に投資をすると絶対にもうかる」と誘われて投資をしたが、出金できなくなった。

<アドバイス>

- ・簡単にもうかる話はありません。怪しい話はきっぱり断りましょう。
- ・友達を勧誘することで、被害者の立場から加害者になってしまうことも！
- ・クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約はしないこと。
- ・投資には必ずリスクがあります(価格変動により損をする可能性があります)
- ・暗号資産で投資をする場合は取引業者が登録のある暗号資産交換業者等か確認しましょう。



◆美容医療（エステなど）◆

事例① SNS 広告で「10万円全身脱毛」とあり、無料カウンセリングを予約した。しかしクリニックでは70万円の高額なコースを勧められ、契約。高額なので解約したい。

事例② 二重まぶた形成術を受けたが、術後の腫れが引かない。

<アドバイス>

- ・美容目的の施術は多くの場合、緊急性がありません。契約をせかされても、安易にその場で契約しないようにしましょう。
- ・美容医療では、リスクや副作用が全くないということはありません。施術前に医師から説明を受け、よく理解した上で必要な契約か判断しましょう。
- ・断る際に「お金がない」と言っても、クレジット契約などを勧められ、断り切れないケースがみられます。「契約しない」とはっきり伝えましょう。



◆ネット通販（定期購入など）◆

事例① ブランド品を安く売っている通販サイトを見つけて、注文したところ偽物が届いた。

事例② 動画投稿サイトで「お試し500円」のサプリメントの広告を見て注文した。最近2回目の商品とともに、6500円の請求書が届き定期購入だったことが分かった。注文時には気づかなかった。

<アドバイス>

- ・極端に価格が安い場合や事業者の情報が記載されていない場合は注意が必要です。
- ・通信販売(ネット通販、TVショッピング等)には、クーリング・オフ制度はありません。注文する際は、定期購入が条件となっていないか、支払い総額はいくらか、解約・返品はできるか、その条件はどうなっているかなどもしっかり確認しましょう。
- ・購入時の広告や確認メールまた業者とのやり取り等の記録を残しておきましょう。



契約を取り消したい時には

クーリング・オフ制度が利用できます

クーリング・オフとは訪問販売や電話勧誘販売等の不意打ち的な勧誘で契約してしまった場合、一定の期間内であれば無条件で申し込みの撤回や、契約の解除ができる制度です。契約書面等を受け取って一定の期間内に販売会社へハガキ等の書面による通知で行います。
(訪問販売、電話勧誘販売⇒8日以内、マルチ商法⇒20日以内 等)

クーリング・オフの方法

- ・はがきに必要事項を記入し、両面をコピーします。
 - ・特定記録郵便や簡易書留等の記録が残る方法で販売会社へ送ります。
 - ・クレジット契約がある場合はクレジット会社へも送ります。
 - ・支払ったお金は全額返金され、商品の引取り料は業者の負担となります。
 - ・ハガキのコピーや送付記録は、5年間保管しておきましょう。
- ※ 通信販売やお店で購入した物はクーリング・オフの対象にはなりませんので注意して下さい。

～クーリング・オフ期間が過ぎた場合～

クーリング・オフ期間が過ぎた後でも、エステやマルチ商法など契約内容によっては中途解約ができるものもあります。また勧誘方法によっては契約を取り消すことができる場合もあるので諦めずにご相談下さい。

*消費生活に関する相談、お問い合わせは下記宛にご連絡下さい。

登米市消費生活相談窓口

☎0220-58-2117 (直通)

(相談時間 月～金(土日祝日・年末年始を除く) 8:30～16:30
登米市南方町新高石浦130番地(登米市役所南方庁舎市民生活課内)

消費者ホットライン☎188(いやや)ーお近くの消費生活相談窓口につながります。

ハガキの記載例

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○年○月○日
商品名 ○○○○○
契約金額 ○○○○○円
販売会社 ○○株式会社
担当者 ○○○○○

支払った代金は速やかに返金し、
商品を引き取ってください。

○年○月○日
○○県○○市○○町・・・
氏名 ○○○○○